

平成29年度第3回白井市環境審議会 会議録

1. 開催日時 平成30年3月16日(金) 午後2時から午後3時45分まで
2. 開催場所 白井市文化センター2階 研修室1
3. 出席者 委員 辻川会長、野水委員、藤田委員、北澤委員、新堀委員、
山内委員、西野委員、川上委員、小林委員、秋本委員、
尾形委員
(倉阪委員、長谷川委員、市川委員、秋本委員については欠席)
事務局 環境建設部長、環境課長、
環境課環境保全・放射線対策班 主査、主査補
4. 傍聴者 4名
5. 議題 (1) 「白井市太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン」
の策定について
6. 報告 (1) 環境白書について(平成28・29年度版)
(2) 一般国道464号北千葉道路(市川市～船橋市)計画段階環境配慮書
について
7. 配布資料
議題1資料 (1) 白井市太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン(答
申)(案)
(2) パブリックコメント募集結果(案)
(3) ガイドライン一式(パブコメ時使用)
(4) 白井市太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン(案)
の修正について
報告1資料 (1) 【白井市環境白書】各委員からの意見への対応について
(2) 白井市環境白書修正表
(3) 修正ページ新旧
報告2資料 (1) 一般国道464号北千葉道路(市川市～船橋市)計画段階環境配慮書等
一覧
(2) 計画段階環境配慮書【要約版】
(3) 構想段階評価書【要約版】
(4) 北千葉道路だより
7. 議事 以下のとおり

会 長	<p>1. 開会 2. 挨拶</p> <p>本日は天候の悪い中、ご出席ありがとうございます。ご承知のように、先日来NHK、朝日新聞等で、脱炭素社会に対する方針が述べられ、世界の現状が発表されております。</p> <p>その中パリ協定で、21世紀末の気温上昇を2℃未満、出来れば1.5℃までに抑える(南太平洋島嶼国(とうしょこく)等の強い要請)ことを掲げ、今世紀</p>
-----	--

後半には、CO₂(二酸化炭素)の排出量を実質ゼロを目指すことが決まりました。

温暖化問題で権威ある IPCC(気候変動の国際枠組み条約)が、気温上昇 1.5℃目標の特別報告書をこの 10 月報告することになっているが、現状では、1950 年以降既に 1℃上昇しており、このままだと 2040 年代にも 1.5℃に達する、1.5℃目標を守るためには 2016 年以降 CO₂ 排出量を約 6000 億トンとしているが、いずれにしても年末の COP24 では各国に厳しい CO₂ 削減強化が求められることになる見込み。

この様な背景のもとで、日本のエネルギー施策はベストミックス方式にで進められているが、さらにエネルギー(省エネルギー、再生可能エネルギー等)構成比が強化される方向と考えられる。

一方、再生可能エネルギーの急増についてはデメリット(光害、施設強度被害、健康被害等)も増加してくることが考えられる。

白井市では、住民の健康を守る観点からいちはやく、太陽光発電の設置に関するガイドラインを策定したいということで、環境審議会へ諮問をいただきました、本日の審議会では今までの審議した内容、パブリックコメントの内容等を纏め、答申するガイドラインをまとめさせていただきたく宜しく申し上げます。

事務局

ありがとうございました。

次に、本日お配りしています資料の確認をさせていただきます。

まず、①会議次第、 ②議題 1 資料 (1) 答申(案)(両面) ③議題 1 資料 (2) パブリックコメント募集結果(案)(両面) ④議題 1 資料 (3) 白井市太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン一式(14 ページ) ⑤議題 1 資料 (4) 白井市太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン(案)の修正について ⑥報告 1 資料 (1) 【白井市環境白書】各委員からの意見等への対応について ⑦報告 1 資料(2)白井市環境白書修正表 ⑧報告 1 資料 (3) 修正ページ(2・55・82 ページ) 新旧両面 ⑨報告 2 資料 (1) 一般国道 464 号 北千葉道路(市川市～船橋市)計画段階環境配慮書他一覧

⑩報告 2 資料 (2) 一般国道 464 号 北千葉道路(市川市～船橋市)計画段階環境配慮書【要約版】 ⑪一般国道 464 号 北千葉道路(市川市～船橋市)構想段階評価書【要約版】 ⑫北千葉道路だよりです。参考として、別途、資源エネルギー庁によるガイドライン改正案に関する意見公募と新旧対照表 15 ページ両面を同封しております。

◎会議資料はよろしいでしょうか。

それでは、これからの進行は、環境審議会規則第 3 条の規定により、会長に申し上げます。

<p>会 長</p>	<p>それでは、会議の進行を務めますので、委員の皆さんのご協力をよろしくお願い申し上げます。</p> <p>本日の会議は、概ね、2時間程度を目安に終了を予定しておりますので、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>本日の会議につきましては、「白井市審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき、公開を原則とすることになっておりますが、公開としてよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>次に、2. 議事が1件あります。</p> <p>初めに議題1 「白井市太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン」の策定について、事務局より説明願います。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>「白井市太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン」の策定についてご説明します。</p> <p>前回会議で素案を提示し、ご審議いただきました。その後2月に行ったパブリックコメントの意見を踏まえ、ガイドラインの一部修正を行っております。本日はその内容及び、前回の審議内容等を踏まえて答申書(案)を作成しておりますのでこちらについても併せてご審議をお願いします。</p> <p>なお、本日の会議を欠席している●●委員から事前にガイドラインに関する意見をいただいておりますので、お手元に資料を配布しております。</p> <p>こちらについては、事前送付した資料の内容についての説明の後に説明させていただきますのでよろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、最初に議題1資料(1)の答申(案)に先立ちまして(2)のパブリックコメントの意見募集結果(案)をご覧ください。</p> <p>こちらにつきましては、資料(3)ガイドライン一式(パブコメ時使用)により今年の2月1日から15日までの15日間、市民の意見を募集した結果となっております。</p> <p>まず意見の件数ですが、3件で、意見提出者数は1名です。</p> <p>意見の取り扱いについては、案を修正するもの1件、案には反映できないが、今後の参考とするもの2件となっております。</p> <p>それでは、いただいたご意見の内容についてご説明します。</p> <p>意見の1点目は、表の番号1ですが、ガイドラインの第1号様式(第5条第2項関係)、8ページ目の中程、環境配慮項目の「周辺環境への配慮」の⑥ですが、こちらにつきましては、事業区域内における除草等環境整備に努めることを明記しており、その際に除草剤等薬剤を使用する場合は、周辺環境に十分配慮する旨が記載されております。</p> <p>このチェック項目について、実際に井戸水を使用している地域では、周辺環境への影響が懸念されるため、「近隣住民に周知し」という文言を追記してほしいという意見です。</p>

検討した結果、農業による農薬使用等が行われており、発電施設のみ周知を規定することが事業者にとって過度の負担にならないかなど、課題はあるものの、除草剤等使用の際、周辺への周知を行うことは、発電施設の周辺住民と良好な関係を保ちながら管理していくうえで有効なことと考えられることから、意見を反映させたいと考えています。

ただし、発電施設は、周囲に生活環境のない場所に設置されている場合もあり、一律に規制することは、設置者の過度の負担になりかねないことから、「発電施設の周囲に近隣住民の生活の場がある場合、薬剤の使用について周知に努めます。」という形で意見を反映させて追記修正したいと考えています。

意見の2点目は、表の番号2ですが、事業者の説明が口頭の場合二転三転する恐れがあるため、「住民説明の際は文書配布を義務付けるべき」との意見となっております。

近隣住民への周知については、7ページ、チェックリストの下段、環境配慮項目の「地域との関係構築」の④で規定されています。

この中で、説明及び周知の範囲、周知方法について市と調整を行うよう努めることを規定しています。

また、文書配布の明文化は、事業者にとって過度の負担となりかねないことから、意見は参考とさせていただくこととしました。

なお、市に調整があった場合、適宜、口頭でお願いしていきたいと考えています。

意見の3つ目は、表の番号3ですが、施工済みの太陽光発電施設について、不具合が発見された場合、ガイドラインに基づいて設備を是正しなければならない旨の記載を追記できないかという意見です。

設備の不具合等に関しては、資源エネルギー庁の「事業計画策定ガイドライン」の「第2章 適切な事業実施のために必要な措置」の「第3節 運用・管理」の中で、「3.非常時に求められる対処」が規定されていること。

また、FIT法においても適切な保守点検や維持管理が事業計画の認定条件になっていることから、施工後に不具合が発生した場合でも是正されていくものと考えております。

さらに、白井市のガイドラインの中においても、第7条の遵守事項の「(5)安全への配慮」や「(7)適切な苦情、要望への対応」の規定していることなどから、意見は参考とさせていただくこととしました。

パブリックコメントの結果についての説明は以上です。

次に、議題1の資料(4)をご覧ください。先ほどのパブリックコメントの意見に基づいたガイドラインの修正案です。

修正箇所は、第1号様式チェックリスト、環境配慮項目、周辺環境への配慮⑥で、文末に「発電施設の周囲に近隣住民の生活の場がある場合、薬剤の使用について周知に努めます。」を追記しています。

修正理由として、ガイドライン7条の遵守事項の「近隣住民への周知」は設

置する際の規定になっており、パブリックコメントでの指摘は、維持管理段階のものであることから、発電施設の設置場所が生活用水に井戸水を使用している市街化調整区域内が多く、農業者による農薬使用がある中、太陽光発電施設設置者のみに周知義務を課すことについて、過度な負担にならないかという課題も考えられますが、トラブルの未然防止の観点から有効と考えます。

しかしながら、発電施設の設置場所は、周囲に生活環境の場のない場所などもあり、一律に規定するのは、事業者負担も大きいことから、生活の場がある場合に限定して努力義務として追加しました。

次に、●●委員からいただいたご意見について説明します。本日配布した議題1についての意見と、ガイドラインの1ページをご覧ください。

意見は第2条の(定義)の第2項の出力について、太陽光パネルの合計出力と、パワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の値を太陽光パネルの合計出力の値に修正するというもので、理由として環境に影響を与えるパネルの広さに着目して規定した方がよいという内容です。

この意見について、パワーコンディショナーで出力を50kw未満としても、発電効率を高めるために、パネルの面積を50kw以上にして設置するケースも想定されるため、環境への影響を考えた場合、パネルの広さに着目して適用範囲を規定することは、一定の評価ができるものと考えられます。

一方、低圧の発電施設では、モジュール出力を高めるため、パネルの枚数を増やしてもそれほど大きな増設は考えにくいと思われれます。

また、設置者に対して、過度の負担となる可能性があると考えられます。

高圧と、低圧の分類についての国の規定は、事前送付した、資料の事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)に関する意見公募要領11ページの、改正ガイドライン案で新たに設備の高圧、低圧に関する区分が追加されています。

左側の枠内の「また、利用する」から始まるアンダーラインの後半部分のなおガキで、出力50kw未満の発電設備でも高圧連携が求められる場合があり、この場合においては、高圧以上の発電設備とみなされ電技省令の対象となる場合があることに留意すること。が規定されています。

国の規定では、低圧でも高圧連携を求められるものはこの時点で低圧から除外されることとなります。

今回いただいたご意見は、資料送付後のため、ガイドラインの修正案、次に説明する答申案には、反映していませんので、この後ご審議をいただければと思います。

以上の説明を踏まえまして、議題1資料(1)答申(案)をご覧ください。

この答申(案)は、平成29年12月19日付け、白環第459号で諮問がありました白井市太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン(案)についてのものです。

構成につきましては、最初に諮問に対する答申文で「記」以下が答申の内容となっています。

最初に、慎重審議の結果、原案を一部修正のうえ、策定することが妥当であること、ガイドライン策定に当たって、審議会から付帯意見を添えることを記載しています。

1. は修正箇所についての記載で、パブリックコメントの意見募集結果（案）と（４）ガイドライン修正（案）で説明したとおり、チェックリストの内容を追加修正することを記載しています。

その下に修正理由として、パブリックコメントの意見であること、周辺住民への周知は、ガイドライン7条で発電施設を設置する際の遵守事項として規定されているが、維持管理段階の周知が特に規定されていないため、トラブルの未然防止の観点から有効であることを記載しています。

但し書きで、設置場所が生活の場のない場所などもあり一律に規制するのは、事業者の負担も大きいことから、生活の場のある場合に限定することが望ましいことを記載しています。

2. はガイドラインの特色と評価について記載しています。

規模によって、まちづくり条例の対象施設と小規模なものについては届け出としていること。

ガイドライン策定により、事業着手前に市が情報を把握できるようになり、トラブルの未然防止ができること。

設置者と地域住民が良好な関係を構築しながら発電事業が円滑に実施できるような仕組みとなっていることを記載しています。

裏面は付帯意見となっています。

付帯意見は、前回審議会でもいただいたご意見、パブリックコメントの意見などを整理して6項目記載しています。

前段は、トラブル防止は重要だが、規制だけでなく、地球温暖化の観点から再生可能エネルギーについて市民に理解いただけるよう努めることを記載しています。

1は、既に設置済みの施設の設置者についても、トラブルの防止や解決のため、ガイドラインの趣旨を周知することを記載しています。

2は、再エネの普及は有効であるが、現在発生しているトラブルの内容を整理して、新たに設置しようとする事業者へ情報提供しトラブルの未然防止に努めること

3は、太陽光以外の再生可能エネルギーが普及した場合、必要に応じて、ガイドラインの改定等に留意すること。

4は、ソーラーシェアリングについて、ガイドラインに沿って円滑に導入できるよう農業者等への周知、情報提供を図って促進に努めること。

5は災害時のソーラー発電の有効性、必要性から規制ばかりでなく周辺住民と良好な関係を構築しながら再エネの推進が図れるよう、事業者へ過度な負担とならないよう留意すること。

6は、2月16日から、3月17日まで、国のガイドラインの改正のための

	<p>パブリックコメントが実施されていることから、必要に応じて随時見直しを行うことを記載しています。</p> <p>なお、国のガイドラインの改正については、今回策定するガイドラインへの影響はありません。</p> <p>参考資料として、事業計画策定ガイドライン改正案に関する意見公募要領を配布していますのでご覧ください。</p> <p>国のガイドライン改正の主なポイントは、</p> <p>①FIT法、FIT法施行規則の遵守事項以外に、努力義務として記載されているものでも、怠っていると認められる場合FIT法12条指導・助言等の対象となる可能性があることが規定されたこと。</p> <p>②売電価格について、発電出力の変更を行った場合、変更の認定を受けた時点の価格に変更になる事例が規定されたこと。</p> <p>③運転期限を超過した場合売電期間の短縮、認定失効が規定されたこと。</p> <p>④撤去費用の確保が規定されたこと、等です。</p> <p>以上で議題1の説明を終わります。よろしくお願いいたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>どうもありがとうございました。それでは今、非常に難しい内容ではございましたけれども、事務局の方から説明がありました。答申案のガイドラインについての説明でしたが、資料は事前に配布されておりましたので、ある程度皆様はお目を通していただいていると思いますので、前回も審議しておりますし、今の説明を含めましてご検討、ご意見をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>一点伺います。パブリックコメントの意見公募で住民説明の際は文書配布すべきとの意見についてのコメントがありましたが、この審議会が資料なしでやると、お互い説明しにくいし、理解しにくいということがあります。一般的には人を集めて説明するときは、資料というものは主催者側が配布すると思いますが、この方はない場合を想定しているのでは、ご意見を出されていると思われませんが、ガイドラインの規定の中には明文化しないということですね。</p> <p>ガイドラインを見ますと、どういう内容で説明するかと、看板とか、項目がありますけれど、この中に市と調整を行うことを努めますという項目がありますが、このガイドラインに明文化できないとすれば、市が事業者と、事業説明会と申しますか、それを行う場合に市の方で、業務マニュアルのようなもので、説明資料を用意して、住民に理解してもらい、後々にトラブルにならないようにすると。業務マニュアルの中に説明用にチェック項目として用意して、担当者が事業者の説明するということが必要だと思います。</p> <p>実際、説明する方が資料なしで説明するというのは、至難の業です。聞く方もそれで理解しろというのでは、内容的に難しいですから、基本的には用意することになるかと思いますが、このマニュアルの中でガイドしていくことになると思います。</p>

事務局	<p>只今、●●委員から貴重なご意見をいただきましたので、説明する際にですね、こういった内容を説明するのだというマニュアル的なものをですね、私共の方で作りまして、これに基づいて行うようにしていきたいと思えます。</p> <p>住民説明のお話ですが、実はこのガイドラインは、前回もお話しましたけれど、高圧のものについてはまちづくり条例に適合させることになっておりますので、周囲に説明することについてはまちづくり条例の規定の中で、対応できるということです。</p> <p>もう一つは、まちづくり条例に絡めずに届出による低圧の場合がありまして、両方の場合があります。どういう周知の方法が良いかと必ず業者が来ると思えますので、その段階で今言ったようなものを作って対応していきたいと思えます。</p>
会長	<p>FIT法は、2019年で終わると聞いていますが、終わるのですか。</p>
事務局	<p>FIT法については詳細な情報を把握していませんので、情報収集をしてまいりたいと思えます。</p>
委員	<p>太陽光発電について、●●委員のご意見を見ますと、もっともだなあと思えますが、今まで言ってきた太陽光発電の、例えばある方が屋根につけていると、うちのパネルはいくらですよと言った場合、今まで言ってきたパワコンの出力あるいわパネルの面積、今まで市は小さい方を受け取ってきたと思うんですけど、二つの数字がね、出ることになりますよね、だから何か言い方を変えないとですね、うちの出力はいくらですよと、そういった場合、今後混同が起こるのではないのでしょうか。そういったことが心配です。何か工夫がいるのではないかと思えます。</p>
事務局	<p>まず出力の話ですけれども、売電する時には、パワーコンディショナーで、どんなにいっぱい発電しても、そこで切って、出たものは捨てる、ピークカット、こういう措置が取られます。</p> <p>通常パネルを増やすというのは、太陽光発電パネルの性能というのが、100%発電を1時間やったらいくらと言う様な規格になっており、天気が曇ったりして発電効率が落ちる。また、晴天の時でも、100%の発電出力となることは、まずそうしないということです。その余力のある能力まで高めるため、パネルの枚数を増やして、ピークカットすれすれまで、発電性能を高めようということで増設している事例が多いということです。</p> <p>実際に、49.5kwで、この間ネットで調べたのですが、56kwぐらいのパネルの枚数をつけて、49.5kwとなっております。50kwちょいのパネルで、49.5kwとなっている事例も見られました。見てますとそんなには、枚数を多くしている事例が多くはなかった。ですから、見たときには、通常一</p>

	<p>一般的なやり方というのは、太陽光パネルの出力か、パソコンの出力か、どちらか小さい方と規定されていることが他の事例では大変多かったという認識でございます。</p> <p>両方をどう扱うかという、発電性能というか、パソコンの能力で見た方が一般的には解り易いのかなという気がします。</p>
会 長	<p>●●委員からご意見がありました、従来どおりがいいということですか。</p>
事 務 局	<p>事務方としては一般的には、そういう事例が多いということでございましたので、あとはこの場でご審議いただいて、白井市として独自性を出すために、パネルの面積に着目して、より環境への影響が少なく済むのではないかとということで、ご意見がまとまれば、それはそれで修正してまいります。</p>
会 長	<p>白井市独自というのがありますが、他との整合性が取れないようにも感じますが、皆さんどうでしょうか。</p>
委 員	<p>大きな影響がないのであれば、現状でいいのではないですか。</p>
委 員	<p>何が問題になっているのか把握しておりませんが、実際のところ68kwのパネルを稼働させましたが、パソコンは50kwでした。50kwを超えるところについては、先程から説明があった通りなんです、最大出力というのはパソコンの50kwということになります。ここの50kwのところを今どうしようかということですが、少し理解できませんが。</p>
事 務 局	<p>●●委員のご指摘は、パネルの面積が増えると、それだけ反射とかいろいろ、周囲への影響が高まってくるであろうということだと思います。なので、パソコンと、先ほど言いましたように二つの数字が並んだ時に、こちらの資料は小さな方をということですが、●●委員は大きい方がよろしいのではないかとということです。</p>
委 員	<p>kwだと性能が良くなってくると、同面積でも少なくなってきました。面積というのは把握できているのですか。</p>
事 務 局	<p>パネルの面積という言い方をしましたが、実際はパネルの発電出力をどのくらいに持っていくかという、それが先ほど申し上げましたが、50kwで換算した時の面積が、何㎡ぐらいの面積で、それを超えると何㎡になるとかは、数字的には出せますので、面積で捉えるというよりも、出力で捉えるという、何kwで捕えるということ、市の方で確認するときはそうします。</p>

委 員	環境という側面では、そういう捉え方でよろしいと思います。
事 務 局	<p>もう一点、会長から先程ご指摘がありました売電ですが、大きな違いというのは高圧になりますと、キュービクル、受変電設備を置いて電気技術者を選任し、メンテナンスをやりながら管理をすることになります。</p> <p>ですから、50kw というのは非常にいいところでして、50kw 未満に抑えれば、それが無くて通常のパワコンで行ける、51kw になってしまうとキュービクルをつけて、管理をするということで、実はキュービクルをつけて管理するというのは、お金が掛かりますので、その辺で50kw というのに着目して低圧にするというのが最も多い事例でございます。</p>
委 員	最初、100kw、100kw 増設したのですが、そこまでにはならないので、48kw を乗せたのですけれども、50kw を抑えました。
委 員	<p>これから設置していくのにあたり、売電価格が著しく下がっていますから、そここのところをしっかりと考慮しながら、進めていかなければなりません。</p> <p>先程の、50kw というものは、ちょうど区切りになっておりますから、それ以外で、進めていくのがいいのかなあとと思います。</p> <p>これからソーラーパネルや再生可能エネルギーが進められていくにしたがって、地域の活性化が進むといいと思いますが、やり方を間違えると、マイナスになりかねませんので、そここのところをきちんと考慮していくようにしたらいいと思います。</p> <p>パワコンについては、今後ますます性能が良くなってきていますので、発電効率においてプラスとなっております。</p>
会 長	そういう意味でも、小さい方を採用してみてもいいかということですね。大きい方は時期尚早であると。
委 員	太陽光発電ですね、反射によつての被害以外はあるのですか。
事 務 局	全国的には被害は、起きております。市内においては、1件相談をいただいております。
委 員	被害に関することですが、設置するのによく環境を見て設置していけば、被害は防げることですので、あとは今問題になっていますのが、設置した後に区画整理がされて、家が建った時に、市民からそういう要請があったということがありますが、地域とのバランスやつきあい、情報をきちんとしていかないとどちら側についてもうまくいかないと、今マイナス面で環境はどうだとか、言われてますが、設置する側、設置される側、両方の当事者において情報を入れ

	<p>ていかないと、間違いのもととなっていく。一概に、必ず管理者側に間違いがあるというのではないということです。</p>
会 長	<p>今後ガイドラインは、こういう様なことを防ぐために機能していくものであります。説明についてはいろいろ難しい面もありますが、先程の資源エネルギー庁のガイドラインに沿ってお互いに進めていくこととなります。</p>
委 員	<p>資源エネルギー庁のガイドラインの改正ということで、11ページの撤去及び処分費用の確保とありますが、この部分について白井市のガイドラインとどう結びつくのですか。その実行にかかる費用を想定した上で積立を行うということですが、設置する事業者が想定しているのか。その想定について市は何か示しているのか。その辺はどうでしょうか。</p>
事 務 局	<p>この撤去費用の積み立て云々という件ですが、今回改正される国のガイドラインによって事業計画が作られていないと、認定しないということが国の考え方ですので、これで認定を受けて、許可を受けているものは既にできていると、市として受け止めております。従いましてあえて市として、撤去費用についての問い合わせをすることは考えておりません。</p>
委 員	<p>これから認定されるものはそういう想定をしているもので、今まで認定されていたものはそういう想定はしていませんでしたということですか。</p>
事 務 局	<p>そこは少し微妙なところだと思いますが、FIT法の旧認定を受けたものについては、みなし認定といたしまして、新しい制度で認定したものと同一ような扱いを一時的にしますと、暫定といたしますか、経過措置というものがあまして、古い認定を受けたものについても、新しいFIT法で事業計画を作るということで、資源エネルギー庁の方に届出を出さないと、発電許可を取り消されるということがあまして、その辺については発電の登録をされている事業者・設置者の皆様については、これから作っていかねばならないであろうという認識を持っております。</p>
委 員	<p>発電をしています、売っています、だからOKというものではなくて、きちんとした今回のFIT法に合致した形で、計画を作って、それに基づいてやっていますという、みなし認定から本認定に切り替える手続きを取っていかねばならないということです。</p> <p>そうしますと、今まで認定しているところは、特に定めがなかったよと、けどもこれからは、設置の認可を受けたところは廃棄の処理について、一定の費用を積み立てなさいよと、既に設置しているところも、これから積み立てをしなさいよと、いうこととなりますね。</p>

	<p>このしなさいよというところについて、行政としてはどのように指導していくのですか。</p>
事務局	<p>こちらの事業計画の認定については、すべて国が認定するもので、資源エネルギー庁ということになります。</p>
委員	<p>白井市においては処分費などについて、タッチしなくていいよと。</p>
事務局	<p>そういう認識でございます。 ちなみに、ソーラーシェアリングの場合ですと、県の農業委員会の一時転用の許可の手続きをするのですが、撤去費用の裏付けを証拠書類として添付しなさいという指示があります。</p>
会長	<p>資源エネルギー庁が指導するということです。 設置した後の対応というのが、一番大事になってくるところでございます。 例えば壊れた時などどうするかという問題が起こってきます。設置者として常識ある対応が求められてきます。それが資源エネルギー庁の方針であるということでもあります。 ご意見が出たと思われまますので、この後、事務局の方にお任せしたいと思えますので、この方向で進めてもらいたいと思えます。 やはりガイドラインにつきましては、他の地方自治体に比べて進んでおりまして、他には無いので、他の自治体の糧になりますので、更に改正される可能性もありますが、評価されるものであると思えます。皆様のご意見を踏まえて賛成していただけますでしょうか。 今後、答申等の手続きがありますが、スケジュール等について事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>只今、原案のとおりで進めてよろしいというご意見を頂戴致しましたので、ご意見を踏まえまして、答申案をお示ししておりますので、文言訂正等の微調整をして会長と相談したうえで、市長に答申をしてまいりたいと思えます。 答申につきましては、年度内に会長から市長の方に答申書をお渡しいただくという段取りになります。 答申書をお渡しした後に、このとおり市は答申を頂きましたということ、内部で必要な手続きを取らせていただきます。その手続きが終了した後に、市民の皆様公表してまいりたいと思えます。 運用につきましては、当初4月1日からできるかなと思っておりましたが、もうここまで来ていますから、4月1日からというのは難しいと思えますので、周知の期間を設けまして、概ね5月ないし6月には運用ができるように準備を進めていきたいと思えます。</p>

会 長	予算措置について何かありますか。
事 務 局	予算措置については特にありません。このガイドラインを作った後に、まちづくり条例の環境配慮書についても改正しますので、その手続きに入ります。これは内部の手続きとなりますので予算は発生しません。
会 長	次に、3. 報告（1）環境白書について、事務局より説明願います。
事 務 局	<p>平成28年・29年度版環境白書に対し頂いた、ご意見ご質問により修正等を行った内容についてご説明します。</p> <p>参照資料は、報告1資料（2）白井市環境白書修正表となります。</p> <p>会長よりご指摘のあった「外来生物についての記載」につきましては、次号以降において記載する方向で検討します。</p> <p>なお、市内におけるオオキンケイギクの分布状況につきましては、環境関係団体との協働による分布調査を予定しています。</p> <p>次に、●●委員よりご指摘のあった、2ページ、1地勢の（2）地形・地質における深層部分につきましては、12行目「なお、粘土層の下層は～」以降の解説と「白井市内の代表的な地層柱状図」（模式図）を記載し一般的理解の向上を図りました。</p> <p>なお、地質等に関する修正に際しては、●●委員より資料のご提供と示唆を頂きましたことにお礼申し上げます。</p> <p>次に、●●委員よりご質問のあった46ページ（1）航空機騒音の発生回数が増加していることについて、「成田空港及び羽田空港の航路変更が関係しているのではないか」との件につきましては、千葉県に確認したところ下総基地に係る騒音調査において民間機はカウントしていないとのことで、航路変更による影響はありませんでした。なお、海上自衛隊下総基地に確認したところ、計測期間において、（平成28年10月23日）朝霞訓練場で実施された観閲式に向けた飛行訓練及び陸上自衛隊第1空挺団(習志野駐屯地)の降下訓練のため、飛行回数が増加していたとのことでした。</p> <p>以上から、今回の騒音発生回数の増加は、一時的なものと思われます。</p> <p>●●委員よりご指摘のあった、55ページ（1）地下水汚染の現状の表記につきましては、表の表記形式を見直しました。</p> <p>また、●●委員よりご指摘のあった地下水汚染に関する地質、地下水位等からの解説につきましては、個人情報含み、また汚染機構解明調査中でもありますので割愛させていただきました。</p> <p>なお、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による地下水汚染状況につきましては、過去分の検査結果を精査し確認本数を修正しておりますが、確認後の対応及び監視は井戸所有者対応となっており、以後の濃度変化の状況について市では把握しておりませんので、地区ごとの確認本数の記載のみとしています。</p>

	<p>なお、82ページの「湧水が多く見られる地点」の図につきましても、内容を修正しております。</p> <p>修正箇所につきましてもは以上でございます。</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局の方から説明がありましたけれど、何かご意見ご質問等ございますか。特に無ければ、修正についてよろしいですか。</p> <p>無ければ、次に、報告（2）一般国道464号北千葉道路（市川市～船橋市）計画段階環境配慮書について、事務局から説明願います。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>それでは報告事項といたしまして、「一般国道464号 北千葉道路（市川市～船橋市）計画段階環境配慮書について」ご説明します。</p> <p>タイトルが青色の計画段階環境配慮書をご覧ください。</p> <p>この環境配慮書は、都市計画決定権者の千葉県が、都市計画手続きと環境アセスメント手続きを行うものとされていることから、緑色の構想段階評価書と一体的に行っているものでございます。</p> <p>したがって、流れはほぼ同様でございますが、環境配慮書については、関係する市の市長及び市民のほかに、国土交通大臣等の意見を聴取することになっており、意見を計画に反映する流れとなっております。</p> <p>一覧表では、NO. 1になりますが、はじめに、北千葉道路の全体概要と事業の目的について説明します。</p> <p>北千葉道路は、常磐道と東関東道のほぼ中間点に位置する千葉県北部で計画されている全長43キロメートルの道路です。</p> <p>このうち、鎌ヶ谷市から千葉ニュータウンを経て成田市間は開通済み、または事業中となっております。</p> <p>現在、○が連なっている箇所、市川市の外環道ジャンクション予定地から、鎌ヶ谷市までの約9キロメートルの事業化に向け、国・県・沿線市で道路構造などの検討を進めております。</p> <p>また、事業の目的としましては、成田空港など拠点への広域高速移動の強化や、周辺道路の交通混雑の緩和、災害時の緊急輸送ネットワークの強化としております。</p> <p>これまで、国・県・沿線市で構成する北千葉道路連絡調整会議や千葉県道路協議会で道路構造等を検討し、白井市に関するところとしては、鎌ヶ谷消防署前から東側について、既に一般部4車線が整備済みであることから専用部の整備が主となり、国道16号までの専用部は自動車専用道路で整備し、国道16号から白井市谷田間は千葉ニュータウン内と同様の沿道とのアクセスをコントロールした一般道を整備する予定となっております。</p> <p>計画段階配慮事項の予測及び評価の結果として、右側のページの下段部に記述されておりますが、白井市の部分に関しましては、すでに整備済みの一般部の内側に専用部を整備する計画であることから、動物・植物・生態系・景観の</p>

	<p>各配慮事項に影響を与える可能性は低いものとされております。</p> <p>しかしながら、自動車の走行により、一部が市街地を通過することから大気質・騒音に影響を与える可能性があるとしております。</p> <p>タイトルが、緑色の構想段階評価書についても環境配慮書と同様な評価内容となっており、白井市に関わる鎌ヶ谷市～船橋市間は、千葉県としては問題なしと評価しておりますが、市川市～鎌ヶ谷市間は今後事業化されるため、環境影響が指摘されているところでございます。</p> <p>最後に、「北千葉道路だより」ですが、千葉県が今年の1月16日に配慮書と構想段階評価書を公表し、2月20日まで縦覧に供し、手続きを進めている内容となっております。</p> <p>白井市においても、1月16日に千葉県から意見照会があり、3月26日までに回答することになっており、構想段階評価書については都市計画課で、計画段階環境配慮書については環境課で事務を進めているところでございます。</p> <p>回答につきましては、できる限り影響を回避・低減するよう努めていた旨の回答をしていきたいと考えております。</p> <p>なお、北千葉道路についての市の窓口としましては、都市計画課が担当となっております。</p> <p>以上報告とさせていただきます。</p>
会 長	<p>ありがとうございました。この464号の道路整備に関しましては、交通渋滞が緩和されるということで、ほぼ問題はないであろうということでしたが。</p>
委 員	<p>素人の素直な質問なんですけど、首都圏の図面を見ますとここが一番計画が遅れているような図になってはいますが、アセスメント上は影響はないと書かれていますけど、住民の反対等のマイナスの要素があって、着工が遅れているのですか。そういう様な背景はあるのでしょうか。</p>
事 務 局	<p>外環道につながるということになっておりまして、そちらへの接続の問題ですとか、やはり市街地の中に交通の便が良くなるように造るということですので、そういう面で遅れているのだと思います。詳細については、白井市に係る部分については終わっていますので。</p>
委 員	<p>アセスメントの結果の中で、最後の自然環境のところ、欄外のところでお、農地への影響については、今後の手続きの中で検討を進めますとありますが、白井市に関連する農地は該当するのですか。</p>
事 務 局	<p>現状、皆さん464号を1回は通ったことがあると思いますが、小室あたりは100メートル道路の真ん中を走っています。掘割になっております。小室から先の谷田方面はむき出しになっていて、また掘割になっております。そうい</p>

<p>委員</p>	<p>う形状となっておりますので、農地への影響というのは、さほど白井市にとっては、無いのだろうということでもあります。しかし、一部むき出しになっているところもありますので、その辺りをどうするのかということであろうと思われます。特に現在のところでは、それほど大きな影響は考えにくいであろうということであると思われます。</p> <p>道路整備されれば、交通量が飛躍的に増えるのではないかと思うんですが、そうすると排気ガスの問題とかが増えるのではないかと、まあ、できた暁ですけれども。</p> <p>だからまだ先のことかも知れませんが、そういったことに対する準備をですね、やっておく必要があるのではないかと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>適切な処置をしてもらいたいと思います。</p> <p>本日の議題は終了したいと思いますが、何か他に意見等ございますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>事務局より連絡事項をお知らせします。</p> <p>初めに、本日の会議録につきましては、案を作成後、委員の皆様を確認のためお送りしますので確認をお願いします。</p> <p>確認終了後、完成した会議録は、委員の氏名を伏せて公開いたしますのでご了承承願います。</p> <p>また、委員の皆様の報酬につきましては、4月中に振込手続を行いますので、別途、ご確認をお願いします。</p> <p>次回会議は6月頃を予定しておりますが、日程について改めてご連絡させていただきますのでよろしくお願いたします。</p> <p>長時間にわたりまして、ありがとうございました。</p>
<p>委員</p>	<p>太陽光発電のガイドラインのところですが、パブリックコメントの募集結果については、ホームページに公開されるのですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>パブリックコメントを募集しますと、意見の概要等についてや市の対応については、必ず公開となります。当然のことながら、どなたから頂いたという名前等は一切伏せた状態で公開になります。</p>
<p>委員</p>	<p>裏面の3番のところですが、既設の太陽光発電設備の不具合に関してガイドラインに基づいて設備を是正しなければならない旨、追記できないかとのことについて、市としては国のガイドラインやFIT法で担保されていますとの考えですが、一番最後のところの、なお、市のガイドラインにおいても、第7条の遵守事項で「(5)安全への配慮」及び「(7)適切な苦情、要望への対応」を規定しているということですが、附則のところ、何日以降に着工する発電施設</p>

事務局	<p>から適用するとなっていますので、第7条云々のものが無くても大丈夫だと思いますがどうですか。</p> <p>ご指摘はごもっともと思われます。ただ、大元は国の方で、きちんと押さえていると、白井市もこうなっているからよろしくと、いう様な意味合いから掲載したところですが、できれば●●委員がおっしゃったように期限を定めて適合できればいいのですが、日程の関係で昨年の手続きを踏まえて、周知期間が必要となりますので、若干タイムラグと申しますか、そういうものが発生すると思われます。</p> <p>今、●●委員からご指摘がありましたので、なお書き以降は、削除した方がよろしいかと思っておりますので削除させていただきます。</p>
会長	<p>一点あるのですが、最近災害関係が問題視されております。これから再生可能エネルギーや太陽光発電が大事だと思うんですが、災害によって電力が止まった場合、太陽光発電という機械を優先的にするという、市民が利用することを優先的にするという様な指導というのはないのでしょうか。</p> <p>売電のみでなく、広く市民のために利用できたらと思っておりますので、今後災害が起こった時に、この太陽光発電を市民のために優先的に使えるように検討してもらえたらという意見とさせていただきたいと思っております。</p>
事務局	<p>只今、会長から意見をいただいた、災害時の市内に設置しているソーラー発電の市民への優先利用についてですが、これにつきましては、各インフラがどうなっているかということが、大きな問題だと思います。</p> <p>例えば大きな地震が来て、送電線が寸断された場合、電気を流しましてもそこは通りませんので、そういう様な問題をどうしていくかということがあります。他の発電所からの電気が止まってしまっていて、こちらのインフラが生きている場合は、所々から電線から電気を流して、今東電パワーグリッドでやっていますが、そういう状況では可能かと思われますが、これは非常に技術的な問題ですとか、専門的な問題が入ってまいりますので、今後の検討課題ということで、こちらとしても勉強させていただきます。</p>
委員	<p>只今震災の場合の電力の話が出たんですけど、いわゆる無電柱化、これは災害に対する対策として、大変有効な手段であるということは確立されているわけですが、これを進める行政は、白井市としてどんな役割をしているのですか。</p>
事務局	<p>無電柱化というお話ですが、市内では桜台地区で、1か所無電柱化をしているところがあります。市が何をやったかと言えば何もやっておりません。</p> <p>実はニュータウン事業で対応しておりますので、そちらの方で開発の時に、</p>

委員	<p>基盤整理をしたということです。今後につきましてはですね、無電柱化は非常に有効だということで、言われておりますが、実際にそれをやるためにどのくらいのコストが掛かるかということが、非常に不明な部分がございます、将来的には、災害に強いまちづくりという意味ではよろしいかと思われませんが、今時点では、市の体力が、かなり厳しいであろうと思われま</p>
事務局	<p>これはどこが権限を持って、進められていくものなのか、例えば新しい分譲地を造る場合、無電柱化しないと認可しないとか、或いは新しく電柱を建てる要請があった場合、それは認めないとかというのは、県なのか市なのか、そういう権限は、どうなっているのですか。</p>
委員	<p>その辺の権限というのは、大規模開発とかいろいろありますので、それが市に関わる用地であれば、今おっしゃって頂いた大都市など大きな道路については、そういった電柱に関わる専用ボックスという大きなボックスを入れて、地下埋設ということで、進めているところがあります。そういったことで開発については、市の方の協議の中で可能かと思っております。ただ、そういった需要が今後あるかという観点からすると、当市の場合中々無いのかなあと考えております。ただ事業者には、当市としては頼る部分がありますので、例えば大きな道路で、そういった地下埋設をする、ボックスを入れるとか、そういった事業の取り組みは、状況によっては、将来的にはできるのかなと考えます。</p>
会長	<p>いま、大きな10万人位の都市だと、駅から市役所の前まで電柱が無いというところが結構見られます。そういったことであれば、白井市のモデルケースのように、白井市の駅から市役所までの電柱を撤去してくれと、要請することはできると、してくれるかどうかは別として、何かシンボリックなですね、住みやすい、楽しいまちづくりをするのであれば、そういう意味合いでね、特に環境をやっている審議会としては、設備をするとか、何か手立てを、例えば10戸ぐらいのミニ開発をするというところは結構ありますが、また、これからもあると思われま</p>
委員	<p>そこは今後の課題ですね。</p>
委員	<p>今、無電柱化というお話がありましたが、白井市として、例えば工業団地の中の大きなところもありますし、行政の土地があればというお話もあったのですが、そういった事で発電所とまで行かなくとも、蓄電所、要するに太陽光発電で余った電気を、捨てている状況になっているんですよ。そういった余った電気を貯めておくという、災害があった時に市民の皆様に電気を供給する、</p>

	<p>ということであれば市民の皆様にとって良い事ではないかなと思います。</p> <p>今、車1台でも、最近出てきている車1台で1家庭の3日～4日分の電気供給ができるようになっていっているのですから、不可能ではないのかなと思います。</p> <p>今、感じているところなのですが、事業化すれば、白井市として非常に面白いのではないかなと思います。予算が云々あるかなと思いますが、そういった事業を起こしながら、予算が決まってくるようなことであれば、市民にとっては非常にうれしい、白井市というのはすごいところだなと、いろんな所から興味を以て、引っ越してくるかもしれません。</p>
委 員	<p>地下に埋設していくものと、電柱にしておくものは、メリット・デメリットを考えたらうえて、今後の作業をするということですね。メリット・デメリットを考えて埋設はよくないとか、地震もありますし。</p>
委 員	<p>地震の件ですけども、地下の埋設よりも送電線の方が被害が大きかった、これは事実ですが、ただお金が掛かるということがメリット・デメリットと、言えるかは別ですが。一般の配管もありますし。</p>
委 員	<p>そうですね、電気だけではないですね。いろいろなものをまとめて埋設していますからね。いろいろな部署と協議していくものですね。</p> <p>白井市は2か所ぐらいしかないのですか。地中化は。</p>
事 務 局	<p>場所的にはですね、桜台のマンションが建っているエリア、あそこはすべて無電柱化で、3丁目に戸建て住宅があるのですが、そこは電柱が建っております。千葉ニュータウンでも一番新しいところで、駅から電柱をまとめて地下ボックスへという国の機運が変わって、ダイナミックにまた、シンボリックに整備していくというのが実態でございます。</p>
委 員	<p>これは国によるものですね。</p>
事 務 局	<p>市では大変なことです。</p>
会 長	<p>いろいろ参考になるご意見をいただきました。今後検討していただければと思います。</p> <p>それでは第3回の環境審議会を終わらせていただきます。ありがとうございました。</p> <p>4. 閉会</p>
	以上